

韓国大規模稻作農業の圃場分散にかかる考察

—全羅北道における農家実態調査を中心に—

高安 雄一

要旨

本稿は、全羅北道の大規模稻作農家に対して行った実態調査の結果を踏まえ、韓国における圃場分散について考察した。その結果、規模拡大の過程においては圃場分散が進んだものの、農地交換を行うことにより、団地化を成し遂げた農家を確認できた。また、農地交換の際には、よい条件を提示して近隣の農地を得る、営農法人に参加する農家の間で圃場の交換を行うといった工夫が明らかになった。さらに、圃場分散による効率低下を防ぐため、耕作期間の間だけ地主に知らせず賃借地を交換するなど、実質的な農地交換を行っている事例も確認できた。

はじめに

韓国の稻作農業は、零細農家が多くを占めるという構造問題を抱えているが、近年、農産物市場開放の進展を受けて農業構造改革を推進している。政府は、生産性の高い大農経営を育成するために、1990年代初頭より大規模化政策を進めているが、その一環として、2004年には「米専業農育成総合対策」を策定した。米専業農とは農外所得がない農家といった統計上な用語ではなく、日本の認定農家に似た位置づけの農家である。米専業農に認定されると、韓国農漁村公社（以下、「農漁村公社」とする）の営農規模化事業の優先支援対象となるとともに、農業機械を購入する際により多くの融資を受けることができるなど有利な条件で規模拡大を行うことができる。政府は、2010年までに一戸当たり平均6ヘクタールの米専業農を7万戸育成することを目標とした。その後、同対策の目標年度は2013年に先送りされたが、2013年には米専業農の平均経営規模が目標値の98.3%である5.93ヘクタールとなるなど、概ね目標が達成された。このように韓国の稻作農業は緩やかながらも大規模化が進んでいる。

しかし韓国の稻作農業が抱えている構造問題は零細経営だけではなく、圃場分散といった別の問題も抱えている。安藤（2013：17）は、「分散錯圃」はアジアモンスーン水田型農業が宿命的に抱える自然的・社会的制約としており、アジアに位置する韓国も圃場分散といった制約に直面していることがうかがえる。またキムヒョンスク（1991：172-173）は、韓国の稻作農業が抱える問題として圃場分散をあげており、ウンソクファン（2008：3）も、圃場分散を韓国稻作農業の代表的な特徴として位置づけている。さらに、地域農産業経営・経済研究所（2009：73）では、全羅北道益山市における米専業農の圃場分散の事例が紹介されている。これによれば、耕地面積44ヘクタールを有する米専業農の圃場は、益山市を中心に3つの市にまたがり、群山市の

1.2ヘクタールの圃場まで7km、金提市の2.8ヘクタールの圃場まで5km離れている。

農林水産省（2007：33-35）は、圃場が分散することのデメリットとして、①圃場間が離れているため、農業機械運搬、移動、管理労働に時間がかかる、②1団地当たりの面積が小さいので、農業機械の効率的利用が困難であることを指摘している。また、「農業経営統計調査」の個票データを利用して、圃場間の距離と経営効率との関係を分析し、圃場間の距離が長い農家は10アール当たりの労働時間が長く、生産費も高いという関係を明らかにした。

規模が拡大するほど農業経営効率が高まるが、規模拡大を進めると圃場分散も進んでしまう傾向があり、圃場分散による効率の低下が規模拡大の効果を相殺する可能性がある。規模を拡大する際、隣接した農地が利用できれば問題はないが、規模拡大を優先すれば、離れた農地を受け入れざるを得ない。事実、日本では大規模化が優先されてきた。農林水産省は調査をもとに、平均的な扱い手の経営農地は、経営面積が相当程度あるとしても圃場が分散していると結論づけている。具体的な調査結果を見ると、アンケートの対象となった扱い手農家の平均経営面積は14.8ヘクタールであるが、平均団地数は28.5、1団地の平均面積が0.52ヘクタール、最も離れている圃場間の平均距離が3.7kmにもなる⁽¹⁾。このような状況に鑑み、日本政府も圃場分散の解消に向けた方策を講ずべく議論を進めてきた⁽²⁾。

一方、韓国の稻作農業においては規模拡大に政策の重点が置かれ、圃場分散の解消に向けた議論が進んでいるとは言えない。そして、大規模化を優先した結果、圃場分散がさらに進んでしまい、大規模化で高まった経営効率が、圃場分散が進むことで相殺されている可能性がある。韓国の稻作農業は、米の市場開放に備えて国際競争力を高める必要があり、そのためにも大規模化だけを進めることなく、圃場分散の解消にも重点を置くことが重要である。

米の市場開放について目を向けると、2014年は米の輸入制限が関税に置き換えられることが決定した大きな節目の年であった。1994年に妥結したGATT・ウルグアイラウンド農業交渉では、原則として関税以外の国境措置の関税化が義務づけられ、すべての輸入制限を廃止して関税に置き直すことが求められた⁽³⁾。韓国は特例措置により、ミニマム・アクセス米を受け入れることで輸入制限を継続した。韓国は関税化猶予の期限であった2004年に、関税化の再延長をWTOに申し入れ、ミニマム・アクセス米の更なる積み増しを条件に、2014年までの関税化猶予が認められた。しかし、2014年7月18日、政府は2015年より米の関税化を受け入れることを決めた。ミニマム・アクセス米は、1995年の5万1千トンから、2014年には国内消費量の9%に相当する40万9千トンにまで増加した。さらに2005年の関税化再延長時より、ミニマム・アクセス米の一定比率を食用とする義務を課され、2014年に比率が30%に高められた。政府にとって、ミニマム・アクセス米の量が増えることは望ましくなく、再猶予の期限であった2014年に米の関税化に踏み切った。

2014年9月18日には、政府は米の関税率を513%に決定しWTOに通報した。WTO農業協定では、1986～88年における国際価格と国内価格の差を関税相当値とするよう規定している。政府は、国際価格として近接国である中国の平均輸入価格、国内価格として韓国農水産食品流通公社の調査による卸売価格を利用し、その差額が関税率513%に相当すると算定した。今後、

政府が通報した関税率をもとに、修正譲許表がWTOの市場アクセス委員会に提出され、すべてのWTO加盟国に回覧される。そして提出して3か月以内に会員国から意義が出されない限り、WTOによる認証が確定する。

513%の関税率が課せられた場合、韓国米と競合すると考えられるアメリカ米や中国米が、ミニマム・アクセス米の量を超えて国内に流入することはない。2013年について見ると、アメリカ米（中粒種）の輸入価格は80kg当たり6万3,303ウォン、中国米（短粒種）は8万5,177ウォンであり、韓国国内産地価格の17万4,871ウォンより相当程度安価である。しかし513%の税率で関税を課した場合の国内導入価格は、アメリカ米が38万8,049ウォン、中国米が52万2,134ウォンとなる⁽⁴⁾。よってこの価格で輸入米が流入することは想定できない。また2012年に発効した韓米FTA、2014年に妥結した韓中FTAで、米は適用除外とされた。さらに、WTO・ドーハラウンドは、2008年に決裂し、交渉は継続されているものの妥決の見通しはまったく立っていない。よって当面は、513%の関税率が維持されることが予想され、輸入米の流入により米の価格が大幅に値下がりする可能性は小さい。しかしながら、今後、関税率の引き下げや関税撤廃の可能性が排除されたわけではない。そこで、将来に起こりうるリスクに対処するためにも稻作農業の国際競争力を高める必要がある。

国際競争力を高めるためには、大規模化と圃場分散解消の双方を同時に進める必要がある。そのようななか、韓国の稻作農業の構造問題に関する研究は、大規模化を対象としたものが様々な角度から蓄積されている。大規模化政策にもかかわらず稻作農家の規模拡大が進まない要因に焦点を当てた研究として、キムビョンテク・キムジョンホ（2005）、キムジョンホほか（2006）がある。これら研究は、大規模化が進まない要因を、農地の貸し手として期待される高齢農家が離農しないことに見出し、高齢農家が離農しない理由として、農作業の多くを委託することにより営農が可能であること、土地への愛着や資産の継承といった意識があることを挙げた。また政府が定めた規模拡大の目標値を扱った研究として、キムガンスほか（2005）があり、6ヘクタールでは都市労働者並みの所得を得ることができない点を指摘し、目標値の引上げを主張している。

一方で、農地分散にかかる研究は十分なされているとは言えない。先述したキムヒョンスク（1991）、ウンソクファン（2008）も、稻作農業が抱える構造問題として圃場分散を挙げているものの、圃場分散を示す数値や実態調査といった根拠を示しているわけではない。そこで本稿では、2014年8月に行った大規模稻作農家に対する圃場分散にかかる実態調査（以下、「農家実態調査」とする）の結果を踏まえたうえで、韓国における圃場分散問題について考察したい。

本稿の構成は以下のとおりである。第1節では、分析手法としての実態調査の重要性について説明する。また、調査対象として選定した農家が主に営農活動を行っている地域について、基本的な統計データから地域の共通する特徴について整理する。第2節では、全羅北道の3つの市・郡にまたがる7戸の農家に対する調査の概要を示す。第3節では、農家実態調査から得られた圃場分散の状況に対して、圃場分散問題に詳しい研究者、大規模化政策の実施機関である農漁村公社に対する聞き取り調査の結果も反映しつつ、検討を加える。そして「おわりに」で本稿の結論を示す。

1. 実態調査の対象地と調査の概要

(1) 分析手法としての実態調査と調査対象

韓国農業を研究する際に用いる手法として、農業統計を利用した分析と実態調査を挙げることができる。まず農業統計である。韓国における政府の農業統計は充実している。「農業センサス」、「農家経済調査」、「農産物生産費調査」などの調査が行われており、様々な側面から農業の実態把握が可能である。また政府統計の信頼性は高い。「農業センサス」以外はサンプル調査であるが、悉皆調査でなくとも、サンプルが無作為に抽出され、サンプル数が十分に確保されれば、小さな誤差で母集団の特性を推計できる。韓国で行われている農業にかかる政府統計は、悉皆調査はいうまでもなく、サンプル調査の信頼性も高い。これら統計を利用した分析は韓国農業の解明に資することは間違いない。

しかし、統計を利用した分析だけでは韓国農業の十分な解明が難しいといった主張もある。深川（2002：9）は、農業という産業の特殊な性格に鑑みて、統計データの確保とその利用が極めて難しいことから、実態調査と無縁な研究は存立しにくいとしている。深川は韓国における農地賃貸借の実情を把握するため、政府統計を利用している。ただし借地については名義上の操作などが可能であり、公式統計にあらわれない事実上の借地がかなり存在する。そこで深川は複数地点で実態調査を行い、公式統計の数値を超える借地面積比率を明らかにした。無論、実態調査は限られた地域の情報であるという限界がある。そこで、典型地域を特定するとともにそれらの地域的意味づけを行い、他の資料とともに補完的に利用することが必要である⁽⁵⁾。

本稿の目的は韓国の圃場分散の実態を検討することであるが、統計を利用した分析は行わず、実態調査により状況を把握していく。政府の農業統計から圃場分散の実態を把握することは困難である。統計庁の「農家経済調査」の個票データからは、サンプル農家が経営する農地をすべて把握できる。ここからは、一か所に集まっている農地を多数耕作している農家が少なからず見られるが、農地間がどの程度離れているかといった情報は得ることができない。さらに「農業センサス」、「農業調査」では経営面積が集計されており、農地が一か所に集まっているのか分散しているのかすらわからない。よって韓国の圃場分散の状況は実態調査により解明することが現実的であり、2014年8月12日から13日にかけて、全羅北道の井邑市、扶安郡、益山市において、大規模稻作農家を対象とした実態調査を行った。

韓国政府が2004年に策定した「米専業農育成総合対策」では、2013年に米専業農の平均経営規模が概ね目標値である6ヘクタールを達成した。しかし全羅北道については、2008年の段階で米専業農の平均経営規模が6ヘクタールに達しており、他の広域自治体に先駆けて目標値を達成した。よって全羅北道は規模拡大が進んだ地域として捉えることができる。また全羅北道の中でも、金堤市、益山市、井邑市、扶安郡をまたいで「こめどころ」として有名な湖南平野（金堤平野、萬頃平野）が位置している。全羅北道の井邑市、扶安郡、益山市は、規模拡大のモデル地域とも言える広域自治体の中心的な稻作地帯であり、大規模化が進んだ地域における圃場分散

の実態を見ることができる。

(2)対象農家が主に営農活動を行っている地域の特徴

農家実態調査に際しては、農林畜産食品部所管の社団法人であり、米専業農の育成などを目的とする(社)全国米専業農中央連合会に、全羅北道における対象農家の紹介を依頼した。その結果、(社)韓国米専業農全羅北道連合会の会長を通じて、全羅北道の井邑市、扶安郡を中心に営農活動を行う大規模稻作農家をそれぞれ2戸、合計4戸の紹介を受けた。また益山市については全北大學のチョカオク教授より大規模農家3戸の紹介を受けた。農家実態調査ではこの7戸の農家を対象とした。以下ではまず、農家が主に営農活動を行っている地域（以下、「研究対象地域」とする）の特徴を、基礎自治体より小さな区域、すなわち洞・邑・面単位の統計から見ることとする⁽⁶⁾。

本稿で取り上げる統計は、人口、世帯数（以上、人口統計）、地目別の土地面積（土地統計）、農家数、農家人口、経営形態別農家数⁽⁷⁾、稻作農家の経営面積、稻作農家の経営主の年齢（以上、農業統計）とする。なお人口統計、土地統計は、各基礎自治体が公表している統計書による2012年の数値、農業統計は、「農業センサス」（2010年）の個票データを再集計した数値である⁽⁸⁾。韓国全体における研究対象地域の位置は図1のとおりである⁽⁹⁾。

①井邑市の2つの地域

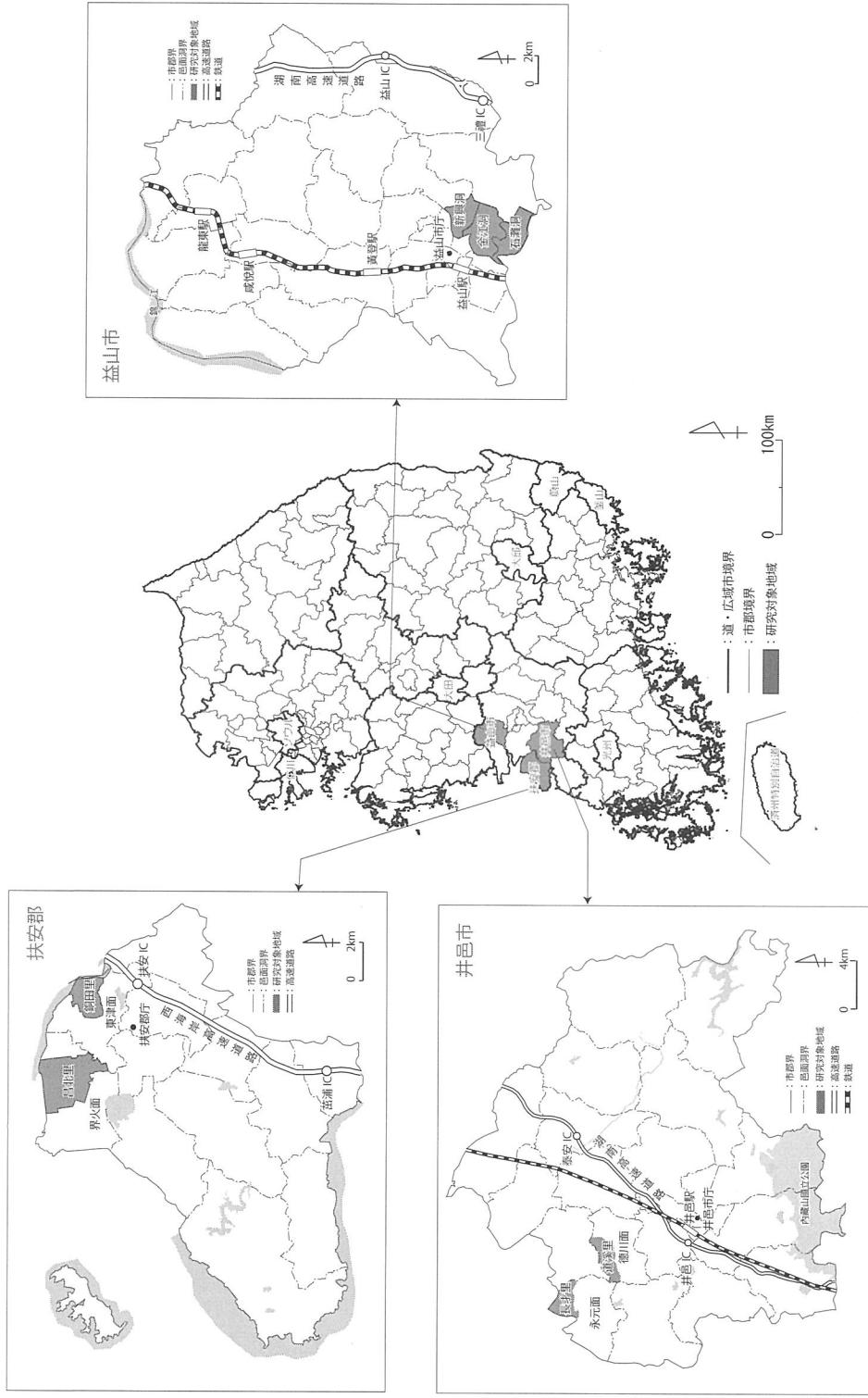
まず、井邑市の2戸である。1戸目は、主に徳川面道溪里で営農活動を行っている。徳川面道溪里は井邑市の北西に位置し、市庁のある水城洞から8km程度離れている。2012年における徳川面の人口は2,275名、世帯数は1,004である。地目別の土地面積比率を見ると、35.2%が田であり、畑が11.6%、林野が31.6%である。

農家数は375、農家人口は960名である。経営形態別の農家数比率であるが、50.9%が稻作農家であり、畜産農家の22.7%が続く。なお、畜産農家は韓牛を飼育している。また稻作農家に絞って経営面積を見ると、20ヘクタールを超える農家はないものの、10～20ヘクタールが10戸（全稻作農家の5.2%）、6～10ヘクタールが9戸（同4.7%）と、6ヘクタール以上を経営する大規模農家が9.9%存在する⁽¹⁰⁾。韓国全体の大規模農家比率が2.7%であることに鑑みれば、大規模農家の比率が高いと言える。さらに稻作農家の経営主の年齢は、70歳以上が33.5%、60歳代が34.0%と、60歳以上の比率は全国平均と概ね同じであり、特段、若い経営主が多いわけではない。

2戸目は、主に永元面長才里で営農活動を行っている。永元面長才里は、井邑市の北西、扶安郡との境に接する形で位置する。永元面の人口は2,176名、世帯数は1,076である。地目別に土地面積比率を見ると、52.9%が田であり、畑が12.0%、林野が16.7%と、田が半分以上を占めている。

農家数は525、農家人口は1,187名である。経営形態別の農家数比率については、稻作農家が62.9%を占め、野菜農家の15.0%が続く。稻作農家に絞って経営面積を見ると、徳川面と同様、

(図1) 研究対象地域



(出所) 扶安群、井邑市、益山市の行政地図により作成。

20ヘクタールを超える農家はないものの、10～20ヘクタールが15戸（全稲作農家の4.5%）、6～10ヘクタールが31戸（同9.4%）と、大規模農家の比率は13.9%である。稲作農家の経営主の年齢については、70歳以上が27.9%、60歳代が38.2%であり、70歳以上の比率が全国平均より10%ポイント近く低いものの、60歳以上で見れば大差ない。

②扶安郡の2つの地域

次に扶安郡の2戸である。1戸目は、主に界火面昌北里で営農活動を行っている。界火面昌北里は、扶安郡の北端に位置し海に面している。界火面は、元々は海と島であったが、1968年に界火防潮堤が建設され島と陸地がつながり、干潟は干拓され農地になった。界火面の人口は4,525名、世帯数は2,140である。地目別の土地面積比率は、田が63.4%と多くを占めている。

農家数は800、農家人口は2,019名である。経営形態別の農家数比率であるが、稲作農家が72.4%であり、全国平均を大きく上回り、野菜農家の13.5%がこれに続く。稲作農家に絞って経営面積を見ると、20ヘクタールを超える農家が5戸（全稲作農家の0.9%）ある。さらに、10～20ヘクタールが45戸（同7.8%）、6～10ヘクタールが104戸（同18.0%）と、大規模農家の比率が26.7%、全体の4分の1以上を占めている。稲作農家の経営主の年齢については、70歳以上が24.5%、60歳代が39.6%であり、70歳以上の比率が全国より10%ポイント以上低いものの、60歳代は逆に10%ポイント高いため、60歳以上については全国平均と大差ない。

2戸目は、東津面銅田里で営農活動を行っている。東津面銅田里は、扶安郡の北東、黄海に注ぐ東進江の河口に位置する。40～50年前までは海水が川を逆流して土地に入ったため農地としては利用できなかつたが、現在は海水の逆流を防ぐことで農地として利用が可能となった。東津面の人口は3,748名、世帯数は1,856である。地目別の土地面積比率は、田が48.2%と半分近くを占めている。

農家数は619、農家人口は1,467名である。経営形態別の農家数比率であるが、稲作農家の比率が界火面をさらに上回る82.7%であり、農家の大部分が主に稲作経営を行っている。20ヘクタールを超える農家が4戸（全稲作農家の0.8%）、10～20ヘクタールが18戸（同3.5%）、6～10ヘクタールが66戸（同12.9%）である。大規模農家の比率は17.2%であり、界火面には及ばないが全国平均と比較すれば高水準である。稲作農家の経営主の年齢は、70歳以上が36.5%、60歳代が35.0%と、60歳以上が4分の3以上を占めており、全国平均と比較すると高齢化が進んでいる。

③益山市の3つの地域

最後に益山市の3戸であるが、これら農家はすべて洞と呼ばれる区域に存在する。洞という区域は、邑・面と同様に基盤自治体の下に位置するが、洞の統計を見る際には注意が必要である。洞には法律に定められた「法定洞」と、行政的な管理を行うための区域である「行政洞」がある。「法定洞」と「行政洞」が一致する場合もあるが、「法定洞」の範囲が広く、行政的な管理を行うため「法定洞」に複数の「行政洞」を置く場合がある。3つの農家が存在する地域は後者である

が、土地統計は「行政洞」、人口統計と農業統計は「法定洞」のデータが入手可能である。

1戸目は、「行政洞」は金江洞、「法定洞」は銅山洞で主に営農活動を行っている。金江洞は益山市庁、益山駅といった益山市の中心地の近く、市の北端に位置する。金江洞における地目別の土地面積比率であるが、田が55.9%と面積の半分を超えており、また銅山洞の人口は25,578名、世帯数は9,818である。

銅山洞の農業統計については、まず農家数が446戸、農家人口は1,311名である。経営形態別の農家数比率は、稻作農家が75.8%を占め、野菜農家が14.6%で続く。20ヘクタールを超える稻作農家は10戸（全稻作農家の3.0%）と比率で見れば全国平均を大きく上回る。ただし、10～20ヘクタールは3戸（同0.9%）、6～10ヘクタールが8戸（同2.4%）であり、大規模農家比率は6.3%と、全国平均を上回るもの、扶安郡の2地域はもちろん、井邑市の2地域より低水準である。稻作農家の経営主の年齢は、70歳以上が22.8%、60歳代が28.7%である。すなわち、60歳以上の比率が51.5%と全国平均より15%ポイント以上低く、若い世代の農家が比較的多い。

2戸目は、主に「行政洞」は石灘洞、「法定洞」は銅山洞で営農活動を行っている。石灘洞は、1戸目の金江洞の南側に接している。地目別の土地面積比率は、田が53.8%を占めている。人口統計および農業統計は、「法定洞」と同じであるため、1戸目の数値と同じである⁽¹¹⁾。

3戸目は、「行政洞」は新興洞、「法定洞」は八峰洞に属している。ちなみに、「法定洞」である八峰洞には、新興洞のみならず、石岩洞、徳基洞、石旺洞、隠基洞、龍堤洞の合計6つの「行政洞」が置かれている。新興洞は、1戸目の金江洞の北側に接している。新興洞の地目別の土地面積比率は、工場用地が42.8%であり、田は5.2%に過ぎない。八峰洞の人口は7,843名、世帯数は2,659である。

八峰洞の農家数は367戸、農家人口は1060名である。経営形態別の農家数比率は、稻作農家が65.1%と多くを占めており、続いて野菜農家が13.1%である。経営面積が20ヘクタールを超える稻作農家は2戸（全稻作農家の0.8%）、10～20ヘクタールが10戸（同4.2%）、6～10ヘクタールが7戸（同2.9%）、大規模農家比率は7.9%である。稻作農家の経営主の年齢は、70歳以上が30.5%、60歳代が33.1%である。隣接している銅山洞は若い農家が多かったが、八峰洞にはこのような特徴は見られない。

さて以上で、対象農家が主に営農活動を行っている地域の統計を示してきた、ここで農業統計を整理し、各地域に共通する特徴を見てみよう（各地域および全国平均の数値は表1にまとめた）。まず経営形態別の農家数比率であるが、稻作農家の比率が高く、8割を超える地域もある。また稻作農家の規模については、6ヘクタール以上の大規模農家の比率が高く、干拓などにより新しく農地としての利用が可能になった地域では特に高比率となっている。一方で、0.5ヘクタール未満といった零細農家の比率は10%台である地域が多く、一部地域を除き低水準となっている。つまり地域の特徴として、稻作大規模農家が多いことを挙げることができる。一方、稻作農家の経営者の年齢については、若い農家が特段多いわけではなく、全国平均と大差がない。

(表1) 実態調査対象農家が主に営農を行っている地域の農業統計

	全国	井邑市	扶安郡	三豊山市	(%)				
経営形態別の農家数比率	稲作農家	44.4	50.9	62.9	72.4	82.7	東津面	銅山洞	八峰洞
野菜農家	19.0	7.2	15.0		13.5	10.5	14.6	13.1	
果樹農家	14.5	8.8	2.3		2.4	1.5	2.5	3.3	
畜産農家	6.9	22.7	9.3		2.4	1.9	1.6	2.2	
その他農家	15.2	10.4	10.5		9.4	3.4	5.6	16.3	
稲作農家規模	0.5ヘクタール未満	44.5	18.3	13.0	10.9	14.8	44.1	24.7	
	0.5~1ヘクタール	26.5	22.0	17.9	10.2	15.8	24.9	25.9	
	1~3ヘクタール	21.2	40.8	32.4	27.3	35.7	19.8	33.9	
	3~6ヘクタール	5.1	8.9	22.7	25.0	16.4	5.0	7.5	
	6~10ヘクタール	1.8	4.7	9.4	18.0	12.9	2.4	2.9	
	10~20ヘクタール	0.7	5.2	4.5	7.8	3.5	0.9	4.2	
	20ヘクタール以上	0.2	0.0	0.0	0.9	0.8	3.0	0.8	
稲作農家経営者年齢	39歳以下	2.8	2.1	1.2	2.2	1.0	7.4	2.5	
	40歳代	10.3	12.0	5.8	7.6	7.4	10.7	8.8	
	50歳代	20.7	18.3	27.0	26.1	20.1	30.5	25.1	
	60歳代	29.6	34.0	38.2	39.6	35.0	28.7	33.1	
	70歳以上	36.6	33.5	27.9	24.5	36.5	22.8	30.5	

(出所) 統計庁「農業センサス」(2010年)の特別集計などにより作成。

2. 農家実態調査の結果

農家実態調査では、共通の質問票による調査、聞き取り調査を行った。共通の質問票では、まず一般的な質問として、①経営主の年齢、②経営農地の面積（所有、賃貸別）、③米以外に栽培している作物、④所有している農業機械、⑤農作業を受託しているかについて尋ねた。次に圃場分散に関する質問として、⑥主に営農している地域以外に圃場を所有しているか、⑦最も離れている圃場間の距離、⑧圃場分散の問題点、⑨集落全体で行う作業の有無（圃場がある地域のすべてで作業負担があるかといった観点から）、⑩圃場が分散した理由、⑪圃場分散を解消するために対策を講じているか、⑫平均区画面積について尋ねた。

また聞き取り調査については、質問票の回答を見たうえで、特に掘り下げて聞く必要のある論点などにつき尋ね、これに対して口頭で回答を得た。さらに圃場分散の状況を把握するため、可能な限り農地地図を入手した。以下では、共通の質問票による調査、聞き取り調査の内容、農地地図から作成した圃場分布図から得られる情報を整理しつつ、各農家に対する実態調査の概要を示す。

(1)井邑市徳川面道溪里 農家A

農家Aの経営主は57歳、農作業は夫婦のみで行っている。息子と娘がいるが、ともに農家を継ぐ意思はない。農地は4万5千坪（14.9ヘクタール）であり⁽¹²⁾、3万坪（9.9ヘクタール）を所有し、1万5千坪（5ヘクタール）を賃借している。米以外は栽培していない。農業機械は、トラクター1台（80ps）、田植機1台（6条植）、コンバイン1台（6条刈）、乾燥機5台（46石用1台、36石用4台）を所有している。道溪里には自分と同じ大規模農家が5戸存在する。農作業は原則受託していないが、防虫だけ4万5千坪（14.9ヘクタール）受けている。

農家Aの圃場分布図（道溪里の一部）（図2）によれば⁽¹³⁾、徳川面道溪里に所有する圃場は団地化されている。1区画は1,200坪（0.4ヘクタール）であり、図から見る限り10ヘクタールほどの農地が整然と並んでいる。全羅北道では区画整理が昔から進んでおり、用排水路も整備されている。ちなみに平地の平均区画は1,200坪、干拓地では1,500坪（0.5ヘクタール）のところもある。中山間地は900坪（0.3ヘクタール）が標準である。農家Aは、圃場分布図（図2）がカバーしている地域以外にも圃場を所有している。一つは同じ徳川面の下鶴里であり、道溪里のすぐ南に接している。圃場は5筆、6,000坪（2ヘクタール）であり、圃場の団地化が進んでいる。またもう一つは梨坪面山梅里であり、面が異なるものの徳川面道溪里の南側に接している。こちらも圃場は5筆、6,000坪（2ヘクタール）であり、圃場の団地化が進んでいる。最も遠い農地でも1km程度の距離にある。0.4ヘクタールといった比較的大きな区画の圃場が整然と団地化されており、圃場は分散していない。なお、徳川面道溪里、同下鶴里、梨坪面山梅里の位置関係は、図3のとおりである。

親から2万坪（6.6ヘクタール）を受け継いだ。農漁村公社の売買事業や賃貸借事業を利用し

(図2) 農家Aの圃場分布（井邑市徳川面道溪里の圃場の一部）



(出所) 農家Aより提供を受けた農地地図により作成。

(注) 農家Aより提供を受けた農地地図には縮尺および方位が示されていない。

よって、縮尺と方位は農地地図とgoogle mapを対照して推測した。

つつ、1997～2004年にかけて規模を拡大した。ただし、最初から圃場が団地化していたわけではない。規模を拡大した後、相対で農地を交換することで団地化を進めたが、隣接した農地を得るためよい条件を提示したこともある。

(2)井邑市永元面長才里 農家B

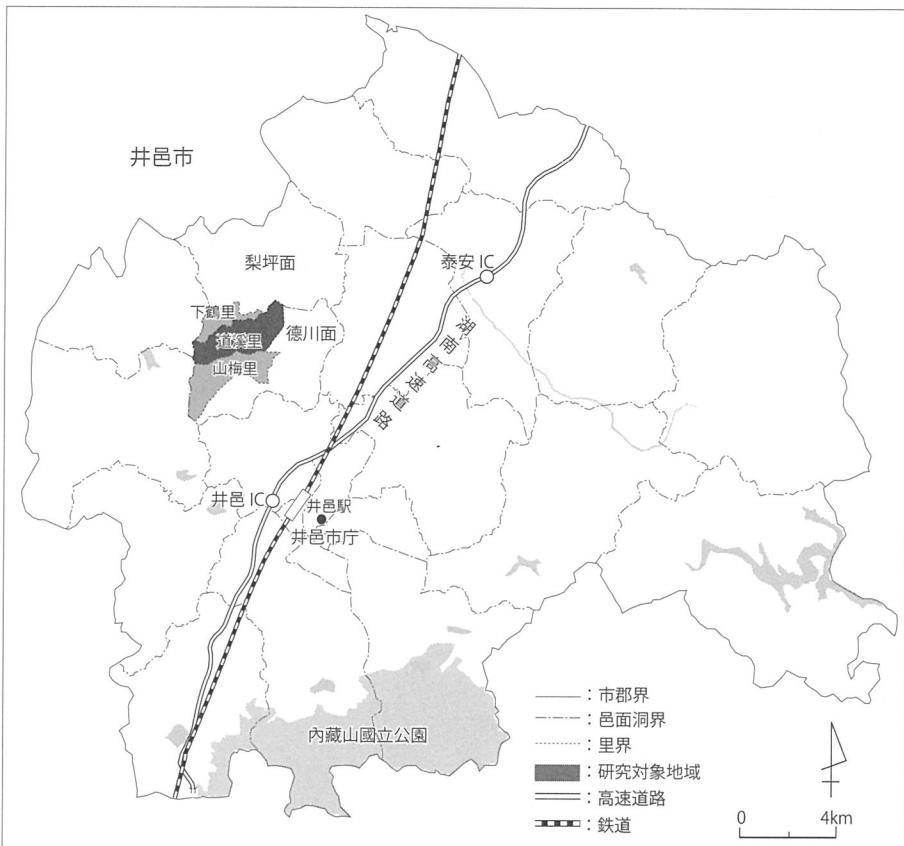
農家Bの経営主は65歳、農作業は夫婦のみで行っている。息子が3人おり、三男に農家を継ぐよう説得している。農地は5万坪（16.5ヘクタール）であり、3万6千坪（11.9ヘクタール）を所有し、1万4千坪（4.6ヘクタール）を賃借している。米以外は栽培していない。農業機械は、トラクター3台（80ps）、田植機2台（6条植）、コンバイン3台（6条刈）、乾燥機5台（73石用）を所有している。長才里には30戸ほど大規模農家が存在し、小規模農家はそれほど多くない。農作業は受託していない。

永元面長才里には6つのマウルがあるが⁽¹⁴⁾、主に畠農を行っているマウルの他にも圃場がある。それぞれ、1区画は1,200坪（0.4ヘクタール）であり、圃場は概ね団地化されている。また昔、畦畔を抜き区画を広げようとした時期があったが、畦畔には害虫の天敵が住んでいるなど利点もあり、結局は元に戻した。最も遠い圃場への距離は2km程度である。圃場が分散しているとは思わないが、隘路を擧げるならば、他のマウルの圃場に移動するための農道が舗装されていないことである。

市場開放に対処するためには大規模化により競争力をつけることが必要である。よって1997～1998年に集中的に規模を拡大した。農地の70%以上は農漁村公社の事業を通じて増やした。農地購入の際に受けた融資は既に返済した。高齢農家が農地を引き受けてほしいと持ちかける場合もある。状況が良い農地は借りたり買ったりする。条件が悪い農地でも同じマウル内であれば利用する。

現在は圃場の分散は見られないが、規模拡大に集中していた時期は現在より圃場が分散しており、遠い圃場までは4kmほどあった。1997～98年は拡大一辺倒で圃場が分散してしまったが、それ以降、15年かけて分散解消に努めた。圃場分散の解消は、主に農地の交換により進めていった。農漁村公社の農地交換・分合事業も利用した。1,000坪の農地と3,000坪の農地を交換する場合は、2,000坪分の差額が出るが、農漁村公社からその金額分の融資を受けた。ただし農地交換・分合事業を使う場合も、前もって当事者間で調整しておく。実質的にはすべての農地交換は相対で行ったが、大きな農地の交換については形式的に農漁村公社を通じて行った。農漁村公社が調整すると合意できない。最近は3か所、農地交換を行ったが、親しい知人を通じて相手を探した。ただし相対の調整には時間が必要であり、2～3年かかることもある。また同じマウル内の農家は仲がよく農地交換は比較的容易である。他の地域では難しい。なお交換ができない場合は、2km以内の農地については購入、それより遠い農地は売却するなどして圃場分散の解消に努めた。

(図3) 道溪里を中心とした農家Aの圃場がある里の位置関係



(出所) 井邑市の行政地図により作成。

(3)扶安郡界火面昌北里 農家C

農家Cの経営主は64歳、農作業は夫婦のみで行っている。後継者はいない。経営規模は21.5ヘクタールであり、10ヘクタールを所有し、11.5ヘクタールを賃借している⁽¹⁵⁾。農地には米以外は栽培していないが、別途、韓牛を飼育している。国の農業機械融資や農協融資を受けている。農業機械は、トラクター2台（馬力不明）、田植機1台（6条植）、コンバイン1台（6条刈）、乾燥機2台（42石用）を所有している。農作業の受託は、耕耘を14戸の4万8千坪（15.9ヘクタール）、田植え、収穫は20戸の7万2千坪（23.8ヘクタール）、乾燥、運搬は10戸の3万6千坪（11.9ヘクタール）受けている。これは農業機械の有効利用のため行っている。

界火面昌北里以外にも、界火里、宮安里、良山里に圃場がある。界火面における農家Cの圃場分布図（図4）には、昌北里以外にも、界火里、宮安里、良山里が含まれているなど面全体をカバーする広域地図であり、里をまたがって圃場が分散している様子がうかがえる⁽¹⁶⁾。19の圃場が界火面にあり、内訳は5区画の圃場が1つ、4区画が1つ、3区画が3つ、2区画が9つ、

(図4) 農家Cの圃場分布 (扶安郡界火面の圃場)



(出所) 農家Cより提供を受けた農地地図により作成。

(注) 農家Cより提供を受けた農地地図には縮尺および方位が示されていない。

よって、縮尺と方位は農地地図とgoogle mapを対照して推測した。

1区画が5つである。界火面の1区画は、他の地域より広い1,500坪(0.5ヘクタール)であり、大半の圃場について一か所が0.5~1ヘクタールとなっている。また農家Cは、最も遠い圃場間の距離は3kmと回答したが、界火面の全体に散らばっており、すべての圃場の農作業を行うためには相当程度の移動距離が見込まれる。このような観点から、農家Cの圃場は分散していると言える。圃場分散による問題として、移動時間の長さと水管理の難しさがある。

規模は2000年から拡大させた。ちなみに賃貸は口頭契約で行っている。この地域の小作料は高く、地主は借地を返せとは言わないため、口頭契約でも安定的である。圃場が分散してしまった理由は、規模拡大時、近い場所に農地が出てこなかつたからである。規模拡大を行う際には農業村公社にアクセスできず、個人的に探した。なお圃場分散に対する対策としては、実際は他の農家が借りている近隣の農地を、遠くに位置する自分の借地と耕作期間に限り交換している。地主には内緒で行っている。農作業については、農業機械を端から順に動かす方法で行っている。近い場所で農地が出れば利用したい。

干拓地として比較的新しい農地であるが、全体的に圃場が分散しているケースが多い。高齢農家が売却した農地が無秩序に買われていき圃場が分散してしまった。昔からの農家間では農地交換がうまくいくが、外部から入ってきた農家が多いので交換がうまくいかない。

(4)扶安郡東津面銅田里 農家D

農家Dの経営主は62歳、農作業は夫婦のみで行っている。後継者はいない。経営規模は7万坪(23.1ヘクタール)であり、4万5千坪(14.9ヘクタール)を所有し、2万5千坪(8.3ヘクタール)を賃借している。米の他に麦を栽培しており、面積は7千坪(2.3ヘクタール)ほどになる。農漁村公社の支援を受けている。農業機械は、トラクター2台(95ps、55ps各1台)、田植機1台(6条植)、コンバイン1台(4条刈)、乾燥機2台(54石用)を所有している。農作業は受託していない。

東津面銅田里以外には圃場を所有していない。1区画は1,200坪(0.4ヘクタール)である。畦畔抜きは農作業が逆に不便になるため行っていない。市場開放に対処するため競争力を高める必要があり、15年前から主に農漁村公社の事業を通じて規模拡大を行っている。高齢農家から農地をまかされる場合もあるが、圃場整備ができているので条件が良いため引き受ける。要請されれば買うこともある。賃借地は1年単位、相対で借りているが、返してくれという地主はおらず安定的である。売りたいと言えば買う。

圃場は分散しているが、1団地の面積はだいたい6千坪(2ヘクタール)ある。最も遠い圃場まで3kmの距離がある。隣接した農地が出てくれば購入したい。圃場分散による問題点は移動時間がかかることがある。農地交換は1回しか行っていない。後は隣の農地の購入をもしかけられたため買った。農業機械は1つの団地での作業が終わるまで動かさず、小さな団地で1日、大きな団地で2日かかる。計画的に農業機械を移動させる。なお地域での共同農作業はなく用水路の管理などは農漁村公社が行う。

(5)益山市金江洞 農家E

農家Eの経営主は39歳、農作業は自分と兄とで行っているとともに、1年間を通じて2名を雇用している。経営規模は14万坪（46.3ヘクタール）であり、4万2千坪（13.9ヘクタール）を所有し、9万8千坪（32.4ヘクタール）を賃借している。米以外の作物として麦と小麦を栽培している。農業機械は、トラクター5台（125ps、90ps、82ps、80ps、38ps各1台）、田植機2台（8条植）、コンバイン1台（6条刈）、乾燥機4台（75石用）を所有している。なお営農法人を経営しており、7戸の農家がメンバーである。

金江洞における農家Eの圃場分布図（図5）からは、金江洞にある圃場は団地化が進んでいることがうかがえる⁽¹⁷⁾。特に40筆を超える農地が連なっている団地の面積は17ヘクタールにもなる。そして残りは1～2ヘクタール程度が連なる圃場が3か所ほどある。よって金江洞の圃場を見る限り、農地の団地化が進んでいる。なお、1区画は1,200坪（0.4ヘクタール）である。

また金江洞以外にも、同じ益山市内の石岩洞、新興洞、石灘洞に圃場がある。さらに、益山市春浦面の春浦里、三蒲里、仁壽里、川東里にも圃場がある。農家Eが所有する圃場全体の様子を鳥瞰できる農地地図の入手はできなかったが、それぞれの洞や里が金江洞からどの程度離れているか距離感をつかむため益山市における位置を図6で示した。最も離れている春浦面川東里の圃場まで14km離れている。

規模を拡大した時期は1995～96年あたりからである。最初は40筆程度の農地を経営していたが、少しづつ広げていった。農地の出し手は高齢農家であり、彼らの農地を借りることで規模を拡大した。昔から付き合いのある農家は買ってくれと言ってくる。なお規模拡大を進める他の農家との競争が激しく、賃借料が高まっているのが悩みである。中山間地は借りやすいが、平地なので競争が激しい。なお周辺には1ヘクタール以下の小規模農家も多い。賃借は相対が多い。口頭契約で期間は決まっていない。別の用途で使うことがない限り安定している。返せというケースは10%未満に過ぎない。なお農作業を、同じ市内の近隣（1km以内）の農家から受託している。受託の理由は農機械の利用率を高めるためであるが、受託から賃貸に移行するケースも多い。そのまま借りてくれと頼まれる。農地を購入することもあったが、最近は農地の価格が上昇しているので買えない。

圃場が分散した理由は、農地が出るととにかく借りたからである。規模拡大を優先してどんどん借りた。そしてそこを核として大きくした。圃場は分散するがそこから規模拡大が可能となる。最も遠い圃場までは14km離れているが、労働を投入するので時間はそれほどかかりず、早く作業は終わる。規模拡大を行った後、個別の農家との話し合いで交換することで団地化を行っている。農地交換の秘訣は自分の欲を出さないことである。得をする時も損をする時もあるといったバランスをとれば可能である。ただし営農法人のメンバー間でないと簡単ではない。14kmも離れていると、どうしても効率が落ちる。

(図5) 農家Eの圃場分布（益山市金江洞の圃場）



(出所) 農家Eより提供を受けた農地地図により作成。

(注) 農家Eより提供を受けた農地地図には方位が示されていない。

よって、方位は農地地図とgoogle mapを対照して推測した。

(6)益山市石灘洞 農家F

農家Fの経営主は39歳、農作業は自分と両親とで行っているとともに、臨時で延べ10名を2日ずつ雇用している。経営規模は7万2千坪（23.8ヘクタール）であり、8千坪（2.6ヘクタール）を所有し、6万4千坪（21.2ヘクタール）を賃借している。米以外の作物として麦を栽培している。農業機械は、トラクター2台（105ps、90ps各1台）、田植機1台（8条植）、コンバイン1台（5条刈）、乾燥機3台（65アール用、55アール用、40アール用）を所有している。農家Eと同じ営農法人に参加している。また、耕耘、田植え、収穫、乾燥、運搬について、農家4戸から9,600坪（3.2ヘクタール）の農作業を受託している。

2005～2008年に大規模化を行った。大規模化以前は40筆の農地を所有していた。高齢農家が売りに出した農地を、周囲を中心に購入した。遠くの農家から農地を買わないかともちかけられ、3回程度購入した。遠くの農家からの依頼は断るが、最近はそのような話は持ち掛けられない。賃借農地については、公社を通したものが30%、相対交渉によるものが70%である。公社は5年の書面契約、相対は1年の口頭契約である。相対の口頭契約でも不安定さはない。周囲の人から借りているため、口頭契約でも問題はなく、農地を返してほしいという話はない。賃貸料を上げてほしいといった話はあるが、知り合いなので争いにはならない。

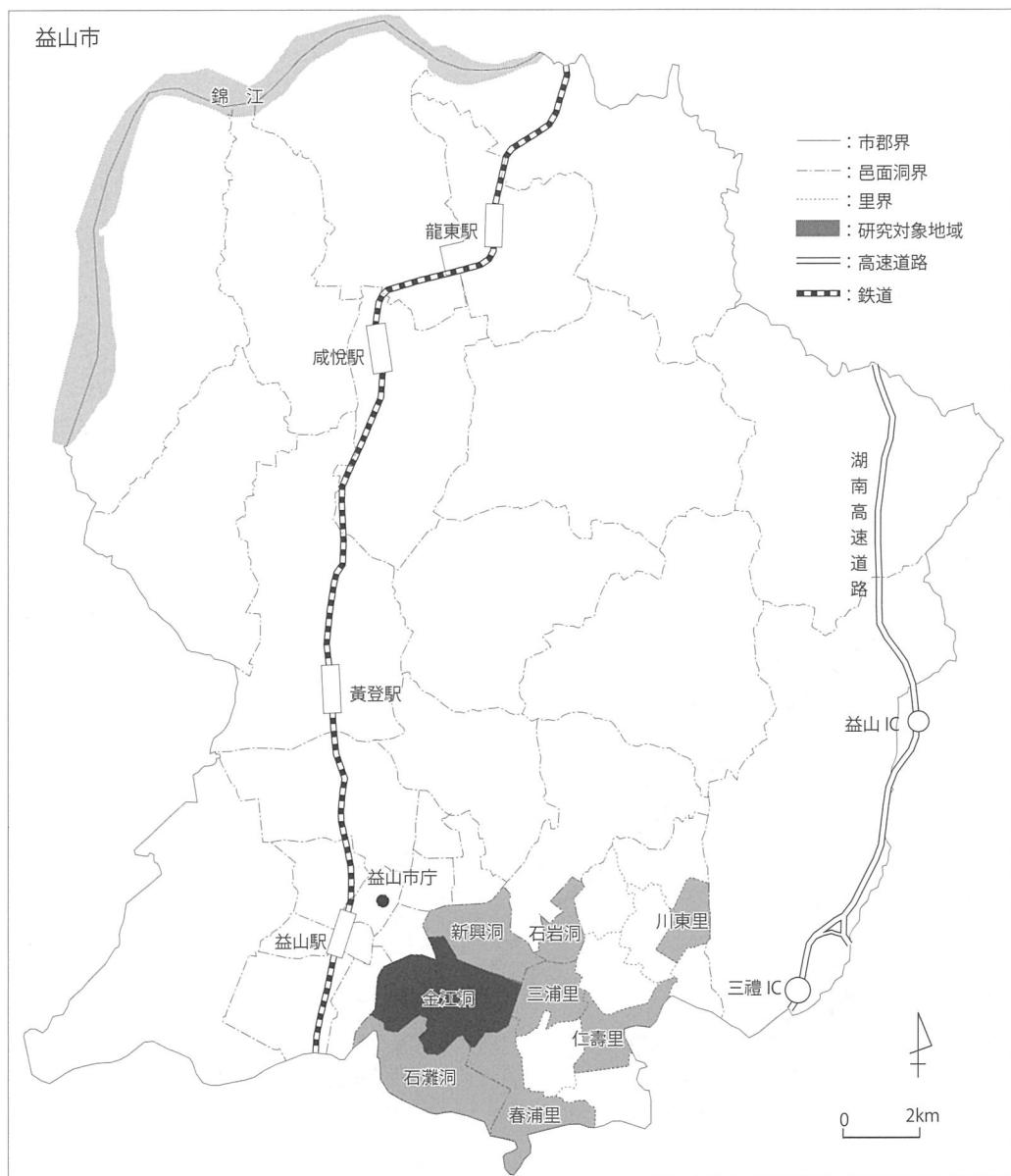
石灘洞の圃場は1km以内にまとまっている。石灘洞における農家Fの圃場分布図（図7）からは、石灘洞にある圃場は団地化が進んでいることがうかがえる⁽¹⁸⁾。特に20筆を超える農地が連なっている団地の面積は12ヘクタールになる。そして残りは3～6筆（1～2ヘクタール）が連なる圃場がいくつかある。よって石灘洞の圃場を見る限り、農地の団地化が進んでいる。周りには大規模農家が5人いるが、みな圃場の団地化が進んでいる。1区画は1,200坪（0.4ヘクタール）である。

圃場分散の解消は、離れていた圃場を近接する圃場と交換することで進めた。相対で交換したが、すべて近くの人々との間で行ったので、交換はそれほど難しいものではなかった。石灘洞においては農地交換が比較的容易であるが、農家Eの金江洞は比較的難しいと思う。他の地域はさらに難しく、農地交換はうまくいっていない。相対で農地を交換する理由は、農漁村公社の農地交換事業を使う場合、書類作成に多大な労力がかかるからである。賃借地の交換を行っているが、地主は賃貸料さえ払ってもらえば関心がない。なお地主は益山市内の人人がほとんどであり、金提市の地主も2人いる。共同施設などの管理は農漁村公社を通して行う。予算ができる部分は農漁村公社ができる部分はお金を出して外注する。いずれにせよ自分が作業することはしない。

(6)益山市新興洞 農家G

農家Gの経営主は41歳、農作業は夫婦で行っているとともに、臨時で延べ8名を雇用している。育苗に2名、田植えで2名、収穫で2名などである。経営規模は4万坪（13.2ヘクタール）であり、1万5千坪（5ヘクタール）を所有し、2万5千坪（8.3ヘクタール）を賃借して

(図6) 金江洞を中心とした農家Eの圃場がある洞および里の位置関係



(出所) 益山市の行政地図により作成。

いる。3万8千坪（12.6ヘクタール）に米を、残りに麦類を栽培している。またハウスでイチゴを栽培している。農業機械に対する回答はなかった。農家Eと同じ営農法人に参加している。また、農作業を受託しているものの、現在はハウスによるイチゴ栽培を始めており、労働力をこちらに投入するため、農作業の受託は受けない方向にしている。

親が大規模に稻作農業を営んでいたが、病気になり耕作できなくなった。その結果、賃借地の

(図7) 農家Fの圃場分布（益山市石灘洞の圃場）



(出所) 図5と同じ。

(注) 図5と同じ。

契約を解除し、経営面積が半分程度に減った。自分はエンジニアをしていたが、農家を継ぐことにした。契約を解除した借地は若い農家が借り、4人が規模を拡大した。この農地を返してもらうわけにはいかないので、規模は縮小したままである。そこで最近は園芸など複合農業を志向している。

新興洞における農地Gの圃場分布図（図8）からは、新興洞にある圃場は1kmの間ではあるが分散していることがうかがえる⁽¹⁹⁾。最もまとまった圃場でも2ヘクタールに届かず、14程度の圃場が分散する形となっている。また他の洞あるいは里にも圃場があるが、これに対して回答を得ることはできなかった。ただしそれほど距離があるわけではなく、最も遠い圃場まで2km程度である。圃場が分散した理由は、親の代に農地を拡大した際、近隣に農地が見つからなかつたからである。圃場分散を解消するため、農業法人の農家間で農地を交換している。なお共同作業はまったくない。1区画は1,200坪（0.4ヘクタール）であるが、3か所ほどは畦を抜いて1,800坪（0.6ヘクタール）とした。

3. 農家実態調査から見た圃場分散

第2節では農家実態調査の結果を示した。本節では、その結果を踏まえ、圃場分散の状況とその背景について整理する。なお、農家実態調査に加え、稲作農家の圃場分散問題を研究している全北大学のチョカオク教授、農漁村公社全邑支社の担当者からも聞き取り調査を行った⁽²⁰⁾。本節では、農家実態調査の結果を、(1)圃場分散の状況、(2)圃場分散により生ずる問題、(3)圃場分散の解消方法に絞り、追加で行った聞き取り調査の結果も踏まえ整理していく。

（1）圃場分散の状況

実態調査の対象となった大規模稲作農家の圃場分散の状況を見ると、大きく2つのパターンに分類できる。第一のパターンの農家は、他のマウル、他の里や洞など、地域をまたいで圃場を有しているものの、同一の地域内では圃場の団地化が進んでいる。具体的には、農家A、農家B、農家E、農家Fがこれに該当する。これら農家は、主に営農活動を行っている地域において、10ヘクタール以上連なった圃場を有している。

農家A、農家Bは、同じ里の別のマウルに圃場があるものの、圃場間の距離は1～2kmと短い。また3か所程度の里あるいはマウルに分かれて圃場があるに過ぎず、多数の地域に散らばっているわけではない。他方、農家Eは、9つの洞・里に圃場が分散しており、最も遠い圃場までは14kmの距離がある。残念ながら、これら農家については、主に営農活動を行っている地域の農地地図しか入手できなかつたため、他の地域の圃場分散の程度を正確には把握できなかつた。しかし聞き取り調査によれば、他の地域の圃場もある程度団地化されているようである。

第二のパターンの農家は、同一地域内の農地が必ずしも団地化されていない。具体的には、農家C、農家D、農家Gがこれに該当する。農家Cについては、大半の圃場が一か所0.5～1ヘクタールと小さく、同じ面内の20か所ほどにこれが散らばっている。また農家Gはここまで圃場

(図8) 農家Gの圃場分布（益山市新興洞の圃場）



(出所) 図5と同じ。

(注) 図5と同じ。

が分散していないものの、最もまとまった圃場でも2ヘクタールに届かず、1km以内ではあるが14か所に散らばっている。

圃場の団地化が進んでいるか否か判断する基準について、全州大学地域開発研究所・(社)地域農産業経営経済研究所(2004:48)は、研究者によって意見が異なると留保をつけたうえで、農業機械により効率的な作業ができる程度に団地化されていることとしている。そして、トラクター、田植機、コンバインを移動せず、1日で作業できる規模が効率的な作業ができる規模であるとしたうえで、コンバインを基準に2ヘクタールといった規模を示した。

全州大学地域開発研究所・(社)地域農産業経営経済研究所が示した基準によるならば、第一のパターンに分類される農家は、一か所にまとまった圃場が、機械を効率的に使用できる規模を超えており、一方、第二のパターンに類型される農家は基準に達しておらず、農業機械の効率的な使用が難しいと言える。よって、実態調査の対象となった大規模稻作農家については、圃場が分散しているケースと圃場が団地化されているケースが半々といった結果となった。

(2)圃場分散により生ずる問題

圃場分散により生ずる問題については、農家C、農家Dのように同一地域内の農地が必ずしも団地化されていない農家が、移動時間が長いことを挙げている。農家Cのケースでは2ヘクタール以上連なる圃場が少なく、短時間の作業が終了するごとに次の圃場に移動しなければならない。これでは農業機械の効率的な使用は難しい。

他方、農家Bや農家Eのように、地域内の圃場が団地化されていても、地域外の圃場に移動する際に問題が生ずる場合がある。農家Bの場合は、他のマウルの圃場に移動する際に利用する農道が舗装されておらず、これが隘路となっている。また農家Eは、農業機械を他の地域に移動する際、自動車道路を利用するため危険であるとした。

ただし、チョカオク教授は、同一地域内の農地が必ずしも団地化されていない農家であっても、比較的効率的に農作業を行っている点を指摘している。この理由は、全羅北道では圃場が整備されており、平野部で1,200坪(0.4ヘクタール)、中山間地で900坪(0.3ヘクタール)の整形された区画となっているとともに、農道の整備、用排水施設の整備もなされているからである。

パクチョンヒ大統領は、1964年に圃場整備事業を開始した。まずは慶尚北道が対象となつたが、その後、全羅北道の圃場整備も始まった。1960年代の圃場整備事業は農家の意思とは関係なく地方自治体の力で行われたが、1970年代以降は圃場整備の効果が農家にも認識され始めた。そして1971年には、圃場整備事業費について、国が50%、地方が30%を補助し、農家の自己負担率は20%とすることが定められ、財源の安定化も図られた。1969年における圃場整備対象面積の目標値は、田畠の総面積の45%に相当する58万8千ヘクタールであったが、1970年代末には、これが70万6千ヘクタールに上方修正された⁽²¹⁾。

チョカオク教授によれば、全羅北道については、1970~80年代に、平野地域は100×40メートル、0.4ヘクタールに圃場整備がなされた。また農道の整備、用水路や排水路の拡張なども行われた。この成果は、各農家の圃場分布図(図2、図4、図5、図7、図8)からも確認でき、

0.4ヘクタール区画の圃場、農家Cについては0.5ヘクタールの区画の圃場が、整然と分布しており、個々の農地条件が均質化されているとともに、広い農道や水路も整備されている。このように圃場整備が整備されていることだけでも、作業効率は相当程度高まっていることが予想される。

なお圃場が他地域にまで分散していると、共同作業の分担などの問題が生じそうであるが、対象農家についてはそのような問題は生じていなかった。これは水路清掃などの作業を主に農漁村公社が行っているからである。農漁村公社によれば、公社は水路清掃などの作業を行っている。予算上の問題もあり、すべての地域の作業をカバーしているわけではないが、調査対象地域はカバーされていた。またチョカオク教授によれば、昔は全羅北道でも共同作業が行われていた。韓国には伝統的な共同労働慣行があり、その一つが洞トゥレである。

倉持（1994：149-150）は、洞トゥレについて、『村全体で行う共同労働作業であり、全体的強制的性格が濃厚であることを特徴とする』と説明している。原則として、村落内のすべての農家から成人男性が1人ずつ出役することを義務化しており、やむをえない事情がある場合は、金納または少年の出役で代替することができた。チョカオク教授によれば、全羅北道においては、毎年12月に集まって水路整備を行う慣行が1960年代まであり、義務を果たせない場合は米を10kg出すことが決まっていた。しかし現在はこのような慣行はなくなっており、農漁村公社など公的機関が作業を行うか、民間業者に対価を支払うことで作業を任せることのいずれかである。

（3）圃場分散の解消方法

圃場分散の解消方法としては農地の交換が有効であり、調査対象農家の多くは農地交換により圃場の団地化を進めていった。農地の交換には、相対で行う方法、あるいは農漁村公社を通じて行う方法の2つがある。

ここで農漁村公社の農地交換・分業事業の概略を見る。農漁村公社が行っている営農規模化事業は、農地売買事業、農地賃貸借事業、農地交換・分合事業から構成される。そのなかの農地交換・分合事業は、農漁村公社が農地の交換または分離・合併を斡旋し、必要な資金を支援する事業である。具体的には、農地を交換・分合した際に発生する差額の清算金を農漁村公社が融資するが、民間金融機関による融資と比べ条件が良い。

農地交換により圃場の団地化を進めた調査対象農家の多くは、相対による農地交換を行っていた。農漁村公社によれば、事業を使って農地を交換した場合、書類が極めて複雑である。これに比べて相対で農地を交換する場合の手続きは簡単である。農漁村公社の事業を使う場合、個人情報や農地に関する情報もすべて書く必要があり、本人が出てきてハンコも押さなければならぬ。よって相対が好まれている。また農漁村公社の事業を利用する場合でも、相対で話をつけたうえで公社に来る場合がほとんどである。

圃場の交換については、全邑市の調査対象農家はマウル内の農家との間では比較的易しいと回答したが、扶安郡の調査対象農家は難しいと回答した。また交換に当たっては、よい条件を提示して隣接する農地を得る、営農法人に参加する農家の間で圃場の交換を行うといった工夫をし

ている。さらに、耕作期間の間だけ地主に知らせず賃借地を交換するなど、実質的な農地交換を行っている事例もある。

おわりに

本稿では、全羅北道の大規模稻作農家に対して行った実態調査の結果を踏まえ、韓国における圃場分散について考察した。まず農家実態調査から得られた知見を示す。圃場分散の現状については、圃場の団地化が進んでいない農家がある一方、団地化が進んでいる農家もあり、大規模稻作農家が必ずしも圃場分散といった構造問題を抱えているわけではない。さらに、調査対象地域は圃場整備により0.4~0.5ヘクタールの整形された区画が整然と並んでおり、圃場が分散している農家についてもある程度効率的な営農が可能である。そして、複数の地域に圃場を有する場合でも、農漁村公社が共同作業を行っているため農家の負担は小さい。

団地化が進んでいる農家も、元々は圃場が分散していたケースが多かった。これら農家は、まず規模拡大を行った結果、圃場が分散した。しかしその後、農地交換を行い圃場の団地化を進めてきた。農地交換は農漁村公社を通さず相対で行われる場合がほとんどであるが、よい条件を示して交換する、耕作時だけ交換する、営農法人に参加する農家間で交換するといった工夫によって、農地交換をスムーズに行った農家が多かった。

農家実態調査から得られたこれら知見は、韓国で大規模稻作経営を行う農家全体の状況をあらわしているとまでは言えない。なぜなら調査対象農家が、とりわけ圃場分散を解消しやすい環境にあった可能性を否定できないからである。調査対象地域は、圃場整備が進んでいることから農地が均質化されている。均質な農地は形状など条件が大きく異なる農地よりは交換がしやすく、これが圃場の団地化に有利に働いた可能性もある。また、調査対象とした7戸の農家のうち3戸は営農法人に参加しており、営農法人に参加している他の農家の間で農地交換を行いやすかったとも言える。さらに調査対象農家の複数が、自分が営農している地域は他の地域と比較して農地交換が容易であると発言した。ここからは、地域によって農地を交換することに対する意識が違うことがうかがえ、調査対象地域における全体的な農家の意識が、農地交換に肯定的であった可能性も否定できない。

農家実態調査の結果をもって、韓国の大規模稻作農家の圃場分散問題は解消しつつあると言うことはできないが、規模拡大過程においては圃場が分散したものの、農地交換を工夫して行うことにより、団地化を成し遂げた農家を確認できた。今回の農家実態調査の対象とは異なった条件を有する農家に対する調査を継続して行うことで、韓国における圃場分散にかかる、より一般的な知見を得ることが今後の研究課題である。

注

- (1) 農林水産省「扱い手への農地の利用集積の現状と課題」(農地政策に関する有識者会議専門部会(第2回)資料:2007年3月)による。元の資料は、農林水産省「平成18年度農地の面的集積に関する市町村実態調査」である。

- (2) 例えば、2008年には農林水産省において「農地政策に関する有識者会議」が集中的に開催され、担い手への面的集積を促進するための方策が検討された。
- (3) 服部(2004)21-23ページによる。
- (4) 米の関税率についての記述は、農林畜産食品部「政府、米関税率513%に決定」(報道資料:2014年9月18日)などによる。
- (5) 深川(2002)18-20ページによる。
- (6) 基礎自治体の下には洞、邑、面が置かれ自治権はない。洞は基礎自治体が市の場合に置かれ、邑、面は基礎自治体が郡の場合に置かれる。ただし市にも面が置かれる場合がある。邑、面、洞には事務所があり、その責任者は邑長、面長、洞長である。そして邑、面の下には里が置かれている。
- (7) 最も販売金額が大きい農産物によって分類される。
- (8) 「農業センサス」(2010年)による数値の一部は集計データとして公表されている。
- (9) 図1は、作成する図のイメージを筆者が示したうえで、実際の作図は筑波大学生命環境科学研究所博士後期課程チョンジョン氏がAdobe Illustratorを用いて行った。図2~図8も同様である。
- (10) 本稿では、経営面積が6ヘクタールを超える稻作農家を大規模農家とした。
- (11) 「法定洞」である銅山洞には、金江洞、石灘洞の2つの「行政洞」が置かれている。
- (12) 農家が一般的に使用する農地面積の単位は坪であるため、質問票に記載する際の単位も坪とした。
- (13) まず農家Aより農地地図の提供を受けた。そして自分が利用している区画にマーカーで色をつけてもらつた。
- (14) 一般的に里にいくつかのマウルがある。
- (15) 農家Cはヘクタールで数値を記載した。
- (16) まず農家Cより農地地図の提供を受けた。そして自分が利用している区画をペンで囲つてもらった。
- (17) まず農家Eより農地地図の提供を受けた。農地地図はラミネート加工がされていたため、利用している農地を示してもらい、その農地の部分に筆者が印をつけた。
- (18) 農家Eより提供を受けた農地地図は石灘洞もカバーしている。農家Fの農地の特定方法は農家Eと同じである。
- (19) 農家Eより提供を受けた農地地図は新興洞もカバーしている。農家Gの農地の特定方法は農家Eと同じである。
- (20) 以下、「チョカオク教授は・・・」、「農漁村公社は・・・」とした場合、この出所は両者に対する聞き取り調査の結果である。
- (21) 農林畜産食品部・韓国農村経済研究所(2013)41~42ページ、国家記録院ホームページ「圃場整備事業」による。

参考文献

(日本語文献)

- 安藤光義(2013)「日本型農場制農業を現場の視点から考える」(安藤光義編『大規模経営の成立条件』農文協), 17~34ページ。
- 倉持和雄(1994)『現代韓国農業の変動』御茶の水書房。
- 生源寺眞一(2011)『日本農業の真実』筑摩新書。
- 農林水産省(2007)『平成19年度食料・農業・農村白書』。
- 服部信司(2004)『WTO農業交渉2004』農林統計協会。
- 深川博史(2002)『市場開放下の韓国農業』九州大学出版会。

(韓国語文献)

- 김관수 외 [キムガンスほか] (2005) 「규모별 쌀경영비에 기초한 2004년 쌀전업농육성대책 평가 [規模別米經營費を基礎とした2004年米專業農育成政策の評価]」 (한국축산경영학회·한국농업정책학회 [韓国畜産經營学会・韓国農業政策学会]『농업경영·정책연구 [農業經營・政策研究]』第32卷第3号), pp.591-609.
- 김병택·김정호 [キムビョンテク·キムジョンホ] (2005) 「쌀농업 구조조정의 당위성과 한계 [米農業構造調整の當為性と限界]」 (한국축산경영학회·한국농업정책학회 [韓国畜産經營学会・韓国農業政策学会]『농업경영·정책연구 [農業經營・政策研究]』第32卷第3号), pp.526-547.
- 김정호 외 [キムジョンホほか] (2006) 『WTO체제하의 쌀산업 정책의 평가와 과제 [WTO体制下の米産業政策の評価と課題]』 한국농촌경제연구원 [韓國農村經濟研究院] .
- 김현숙 [キムヒョンスク] (1991) 「농업구조의 재편과 생산조직의 발전방향 [農業構造の再編と生産組織の発展方向]」 (한국농업사회연구소 [韓國農業社會研究所]『한국농업의 위기와 재편방향 [韓國農業の危機と再編方向]』), pp.139-182.
- 농림축산식품부·한국농촌경제연구원 [農林水產食品部·韓國農村經濟研究院] (2013) 『농지이용과 생산기반정비 경지정리 [農地利用と生産基盤整備:圃場整理]』 .
- 윤석환 [ウンソクファン] (2008) 「농업생산 효율화와 국제 경쟁력 제고 방안 [農業生産の効率化と国際競争力引き上げ方案]」 (한국농촌공사 [韓國農村公社]『농지은행조사 [農地銀行調査] 第22号』), pp.1-27.
- 전주대학교 지역개발연구소·(사)지역농산업 경영 경제연구소 [全州大学地域開発研究所・(社)地域農産業經營經濟研究所]『영농규모화사업 효과분석 및 쌀 전업농 육성방안에 관한 실증조사 연구 [營農規模化事業効果分析および米專業農育成方案に関する実態調査研究]』 .
- 지역농산업경영·경제연구소 [地域農産業經營・經濟研究所] (2009) 『영농규모화사업 성과유지 및 개선방안 중간보고 (11월) [營農規模化事業成果維持および改善方案 中間報告 (11月)]』 .

本稿は、2014年度大東文化大学経済研究所研究プロジェクト「経済連携協定の国内に与える影響と対応にかかる分析—アジア地域を中心に—」(研究代表:高安雄一)による研究成果の一部である。また農家実態調査においては、全北大学農業生命科学部農業経済学科チョカオク教授、(社)韓国米專業農全羅北道連合会キムチャンソプ会長から支援を受けた。また図の作成においては、筑波大学生命環境科学研究所博士後期課程チョンジョン氏より支援を受けた。この場を借りて御礼申し上げたい。